

パートナーシップ宣誓書受領証を提示しなくても利用できる行政サービス **【暮らしと環境に関すること】**

サービス	概要	対象者	要件など	担当	関連
緊急搬送時の救急車への同乗	緊急搬送時において、救急車への同乗の許可を受けられる	性的少数者のパートナーであることを理由とした制限なし	パートナーが同乗することが可能。	消防局警防課 095-822-0436	
火葬場の利用手続き	パートナーの死亡時の火葬場の利用手続きができる	性的少数者のパートナーであることを理由とした制限なし	パートナーが利用手続きを行うことが可能。	もみじ谷葬斎場 095-861-0298	
長崎みなとメディカルセンターにおける手術や治療方針の同意	長崎みなとメディカルセンターにおいて手術や治療方針の同意を行うことができる	性的少数者のパートナーであることを理由とした制限なし	患者本人の了承が前提となる。	地域医療室 (長崎みなとメディカルセンター 095-822-3251)	https://nmh.jp